

令和6年度

別添1

新婚生活を応援します！

(結婚新生活支援事業)



これから夫婦として新生活をスタートさせようとする世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用（家賃、引越費用等）の支援を行います。

事業概要



どのような世帯が対象なの？

次の①～④の要件をすべて満たす世帯が対象となります。

- ① 令和6年1月1日から令和7年3月31日までに入籍した世帯
 - ② ご夫婦の所得を合わせて500万円未満 ※
 - ③ ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
 - ④ その他、お住いの市区町村が定める要件を満たす世帯
- ※ 奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額をご夫婦の所得から控除

どのような費用が対象なの？



新居の住宅費

- ① 新居の購入費
- ② 新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料
- ③ 新居のリフォーム費用

新居への引越費用

- ④ 引越業者や運送業者に支払った引越費用



いくら補助を受けられるの？

夫婦ともに、**29歳以下の世帯**は、上記の新居の住宅費、引越費用を合わせて、1世帯あたり**上限60万円**、**それ以外の世帯**は**上限30万円**です。

本事業をご利用された方の声

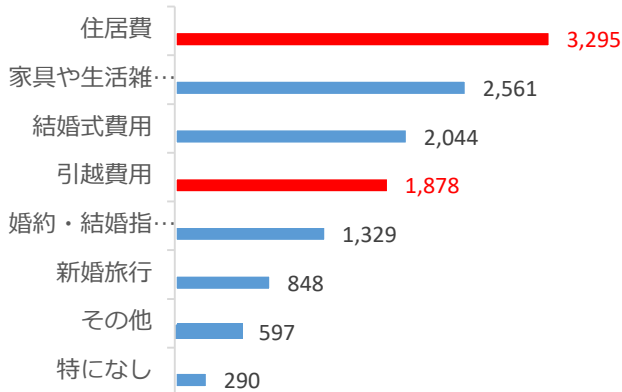
令和3年度結婚新生活支援事業実施自治体において、結婚新生活支援事業の申請のあった世帯を対象としたアンケートの結果（令和4年9月公表）から、

- ① 結婚に伴う経済的不安として「住居費」が最も多い回答数です。
- ② この事業を利用された方の多くは、経済的不安の軽減に役立ったと回答しています。

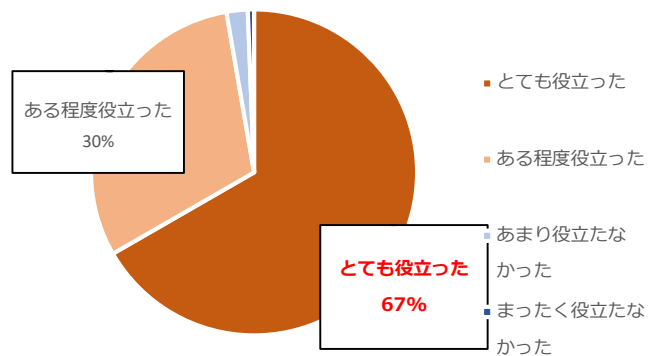


結婚新生活支援事業に係るアンケート調査結果（令和4年9月）

① 結婚に伴う経済的不安は何を思い浮かべるか



② 経済的不安の軽減に役立ったと思うか



【自由記載欄より】

夫が働き始めたばかりで収入面で不安がありましたが、この支援事業のおかげで安心して結婚に踏み切れました。



コロナ禍で不安の中、この事業の支援によって無事結婚できました。

申請方法について

- 事業の詳細や必要な手続き、書類については、下記の担当課へお問い合わせください。
- 制度の概要については、村山市ホームページ「結婚新生活支援事業」をご覧ください。

【お問合せ先】

村山市子育て支援課 家庭支援係
TEL：0237-55-2111（内線161・162）